

○櫻井充君

それでは次に、特区による医学部の新設についてお伺いしたいと思います。この問題を月曜日に質問したら、何人かの方から質問をやめた方がいいんじゃないのと、そういう電話が掛かってまいりました。それだけいろんなことが絡んでいる案件なんだろうと思っておりますけど、これ、公募の期間が僅か一週間でした。医学部を新設するのに当たって、たった一週間の公募期間というのは余りに短過ぎるんじゃないかと思っておりますが、いかがですか。

○政府参考人(川上尚貴君)

お答え申し上げます。

国家戦略特区における特定事業の事業者の公募につきましては、他の事業におきましてもおむね一週間から十日程度で実施しているところでございまして、この医学部新設に係る事業者につきましても、昨年十一月の十二日より八日間公募を行ったところでございます。

本件に加えましては、これに加えまして、医学部新設の特例措置の対象となる事業者につきまして、これよりも更に三か月以上前の昨年七月の三十一日に決定をいたしました国家戦略特別区域における医学部新設に関する方針におきまして、事業者が特に取り組むべき事項を留意点として具体的に列記し、広く事前に公表しているところでございます。

事業者公募に当たりましても、今申し上げましたような、既にお示しをいたしました留意点に沿って、その対応状況の提出を求めたものでございまして、応募しようとする者にとりましては一定の準備期間が確保されていたものというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○櫻井充君

そうだとすると、ここにある、特区における医学部新設に関する方針というのがございまして、この方針を見る限り、この文書を読む限りにおいては、**いわゆる一般の医療者の育成はできないことになってはいますが、それでよろしいのでしょうか。**

○政府参考人(川上尚貴君)

**御指摘のとおりでございます。**

○櫻井充君

そうすると、外国人の方を診療するとか、そういういわゆるメディカルツーリズムとか、こういう人たを育成するということで、それでよろしいんですね。

○政府参考人(川上尚貴君)

お答えいたします。

正確に申しますと、この方針におきましては、民間有識者、文部科学省、厚生労働省からの御意見もいただくなど慎重に検討を進めた結果といたしまして、国際的な医療人材の育成のための医学部新設の方針ということで定めたものでございます。

○櫻井充君

国際的な医療を行うための人材の育成だと。つまり、そうすると、この方々は一般の、今例えば一応私も現職の医者ですけど、一般的な国内の医療に携わる人ではないという認識でよろしいんですね。

### ○政府参考人（川上尚貴君）

この趣旨につきましては、国内外の優れた医師を集め、最高水準の医療を提供できる、世界最高水準の国際医療拠点をつくるという戦略特区の趣旨を踏まえて、国際的な医療人材の育成のための医学部新設の方針ということで定められたと承知しているところであります。

### ○櫻井充君

済みません、私の質問に答えていただいております。

一般的な方を育成するのかわからないのか、この点について御答弁いただけますか。

### ○政府参考人（川上尚貴君）

お答えいたします。

一般的なということではございませんで、国際的な医療人材の育成のための医学部という位置付けというふうに承知をしているところでございます。

### ○櫻井充君

その方々は、医者になった後に、そうすると、地域医療に携わるとか、そういうことはしないということによろしいんですね。

### ○政府参考人（神田裕二君）

お答えいたします。

先生御指摘のように、先ほど申し上げた三省庁の医学部新設に関する方針の中で、一般の臨床医の養成確保を主たる目的とする既存の医学部と次元の異なる国際医療人材を養成するということにいたしております。一般的な診療に従事するということを主目的としているものではございません。

ただし、その目的に反して一般の臨床医として勤務するというようなことになった場合には、長期間にわたって社会保障制度に影響を及ぼす可能性もあることから、その場合には、医師需給を踏まえた全体の医学部定員の中で調整を行うということに基本方針の中でいたしているところでございます。

### ○櫻井充君

こういう方針を出されたら、手を挙げるところ、僕は本当に少ないと思うんです。東北の医学部つくりましょうといったときには、幾つかの大学、幾つかの病院、そういうところが手を挙げてまいりました。ここでつくろうとしているところは、今この方針にのっとっている枠は二十で、残りは、百二十は一般の臨床医と私は聞いていますが、そういうようなことであればとても認められないという認識でよろしいんですね。

### ○国務大臣（馳浩君）

留学生二十名以外の百二十名ですが、二十名の留学生も含めた入学定員百四十人の全員を対象として国際的な医療人材の育成のための教育を行うということについて、昨年十一月に関係三府省で確認を行っております。

したがって、基本方針の趣旨を十分に踏まえて対応する必要があると思っています。

### ○櫻井充君

ありがとうございます。

この大学には、私は資料請求をお願いしていたんですが、まだ資料が来ておりませんが、例えば文部科学省の事務次官の方も二人ここに天下りされていますよね。それは事実でよ

ろしいですか。

**○政府参考人（藤原誠君）**

お答え申し上げます。

国家公務員の再就職の状況につきまして、本省の企画官相当職以上の管理職の職員が離職後二年以内に再就職した場合など、届出及び公表が義務付けられております。

その公表資料を調べましたところ、お尋ねの大学へ再就職した中央省庁の勤務経験を有する者は六名でございます。その六名の数字は既に本委員会の理事会に提出をさせていただいているところでございます。

**○櫻井充君**

その中に文部科学省の事務次官の方もいらっしゃいますよね。

**○政府参考人（藤原誠君）**

お答え申し上げます。

今申し上げました六名につきましては、国家公務員としての最終官職につきましては、文部科学省の大臣官房付が二名、厚生労働省の大臣官房付が二名、それから財務省の財務官、それから警察庁の長官でございます。

お尋ねの点につきましては、この調査が、公表された資料が離職後二年以内ということでございますので、お尋ねの方につきましてはここに含まれていないということでございます。

**○櫻井充君**

ですから、私は、月曜日質問した際に、天下りだとは申し上げておりません。国家公務員として働いたことがある人の中でこの病院で、この大学に勤務されている方は何人いるんですかと、それで資料請求しておりますので、改めて、私の方から申し上げておきますが、文部科学省の事務次官の方はこの大学で働いておられますね。

その大学、その文部科学省の元事務次官の方から文部科学省に対して、文部科学省はこの件について口出しをするなど、そういうふうな趣旨の電話が掛かってきているはずなんです。大臣はこのことについて知っておられますか。

**○国務大臣（馳浩君）**

委員御指摘のことは、承知をいたしておりません。

**○櫻井充君**

是非調査をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。大臣。

**○国務大臣（馳浩君）**

委員御指摘のことでありますが、確認をさせていただきます。

**○櫻井充君**

特区制度を利用して、それから元々の役職を利用して制度をねじ曲げていくようなことがあったとしたら、私はそれは許されないことだと思っているんです。

その医師の需給の問題について、これ通告していないのでもし答えられなければそれでも結構ですが、塩崎大臣、医者はもうすぐ余る時代になる、そう思いませんか。そして、定員増で十四校新設したのと同じことになっております。

ですから、この先医学部をつくっていったら第二の歯学部になっていって大変なことになると思いますが、その点について、塩崎大臣、もし御見解あればお伺いしたいと思います。

## ○国務大臣（塩崎恭久君）

昨年七月に、内閣府、文科省とともに、国家戦略特区における医学部新設について、方針、先ほどお触れになりましたが、これについては、医学部を新設するとしても一校として、十分な検証を行うということになっています。

骨太の方針二〇一五に基づきまして、地域医療構想との整合性の確保や地域間の偏在などの是正などの観点を踏まえて、昨年十二月から、医療従事者の需給に関する検討会というのを厚労省の中に設置をして、医師の需給について検討を行っております。検討会の議論を踏まえて医師の需給の見通しについて検討をしていかなければならないと思っておりますが、グローバル化する世界の中で日本の医療人材をどう育てていくのか、このことについては様々な要素を考えて決めていかなきゃいけないというふうに思っております。

## ○櫻井充君

そういう方針でやっていくことについて、私は異論はございません。世界は、メディカルツーリズムなどで、それで自分たちの国の利益を上げようとしてきているので、私は日本がそういう方向でやっていくことについては間違いはないと思っております。ですから、ここに書いてある三省で決めた方針のとおりにはやっていただけるかどうかということが極めて大事なことなんだと思っております。